

第4章

全体構想

- 4-1 土地利用
- 4-2 交通体系
- 4-3 公園綠地
- 4-4 景觀
- 4-5 都市生活環境
- 4-6 都市防災

...

SHIME TOWN CITY PLANNING MASTER PLAN

第4章 全体構想



全体構想では、第3章で示した将来都市構造を実現していくために、基本方針で示した考え方について、土地利用、交通体系、公園緑地、景観、都市生活環境、都市防災の項目に分け、整備の方向性を示します。

【将来都市像】

“人”と“まち”が輝く
利便性とゆとりが調和した 住みよいまち
～住みごこちがよく 住み続けられる 志免町～

【まちづくりの基本方針】

- ①市街地整備の推進による“にぎわい”と“ゆとり”的ある住みごこちのよいまちをつくる
- ②多様なライフスタイルに応じた“ひとにやさしい”住みごこちのよいまちをつくる
- ③“みどりと文化”が感じられる住みごこちのよいまちをつくる
- ④魅力的な拠点とネットワークの形成による“便利”に住み続けられるまちをつくる
- ⑤災害に強く“安全・安心”に住み続けられるまちをつくる
- ⑥都市づくりの土台となる “町民との協働”の仕組みをつくる

【全体構想（分野別方針）】

土地利用

交通体系

公園緑地

景観

都市生活
環境

都市防災

4－1 土地利用

(1) 土地利用の基本的な考え方

本町は、住宅開発やマンション立地によって、町北部を中心に既成市街地内の人口は増加しており、全国的に人口減少社会へと移行した現在においても、今後しばらくは人口増加の傾向にあることが予測されています。これに伴い、本町の住宅需要は、今後も高い水準を維持することが想定されるものの、既成市街地内の低未利用地だけでは増加に対する居住地を賄えないことが予測されています。

また、将来を見通すと、いずれは本町においても人口減少が予測されています。そのため、そのような状況にあっても、生活利便性を確保し、都市の機能を維持するための取組が必要です。

既成市街地内では、都市機能の分散立地や工業系用途地域でのマンション立地など、機能や用途の集約がなされていない地区において、地域に応じた土地利用の誘導が必要です。

これらのことから、以下の方針に基づいて土地利用施策を進めます。

<土地利用の施策方針>

- ①まちの顔となる拠点の土地利用の誘導
- ②既成市街地における土地利用の誘導
- ③市街化調整区域における秩序ある土地利用の推進



▲志免町役場からみた市街地



▲閑静な低層住宅地

(2) 土地利用の施策方針

①まちの顔となる拠点の土地利用の誘導

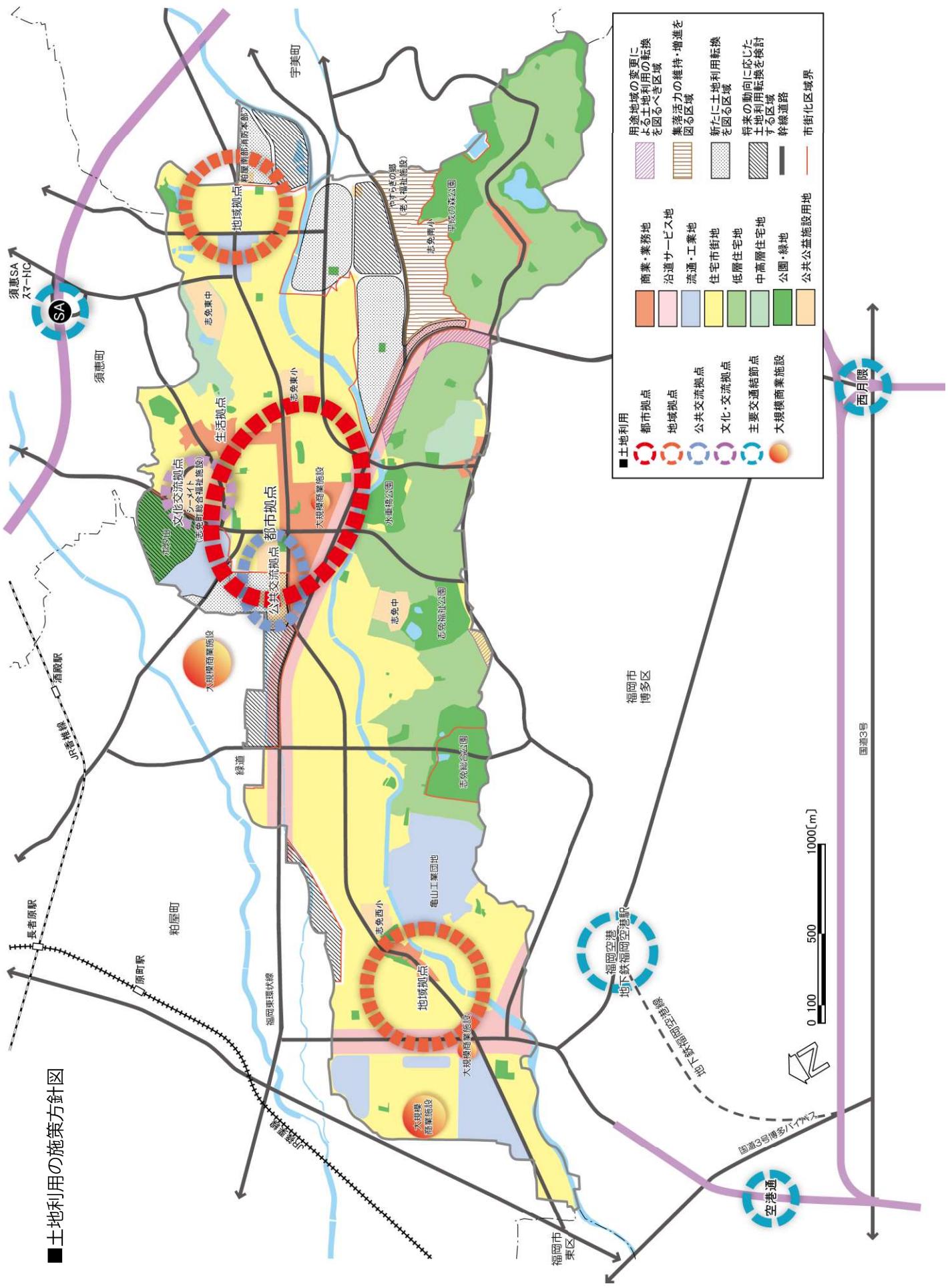
- ・本町の顔となる都市拠点や地域拠点では、商業・業務施設や公共公益施設など都市機能の集積を図るため、商業系用途地域の適正な配置を進めるとともに、建築の形態に関する規制の緩和により土地の高度利用※や低未利用地の有効活用を促すことで、市街地としての密度を高めます。
- ・志免町役場周辺の公共交流拠点では、公共公益機能の集積や公共交通の中心となる拠点形成及び市街化を目指した取組を進め、町民が利用しやすく、訪れやすい拠点形成を進めることで、行政サービス機能を通した町民交流の促進によるまちのにぎわいの向上を図ります。
- ・町の文化的なイメージを象徴する総合福祉施設（シーメイト）や豊中駅周辺の文化交流拠点では、周辺一帯でのまちづくりにより、地域の固有性を引き出し、まちの魅力を高めます。

②既成市街地における土地利用の誘導

- ・商業・業務地は、各拠点の特性に応じ、都市機能の集積した商業・業務地を形成するための土地利用施策を図ります。
- ・既成市街地内の低未利用地、空き家・空き店舗等は、土地利用の更新や既存建物の積極的な利活用を図り、市街地の密度を高めます。
- ・町北部の準工業地域の一部と亀山工業団地は、流通・工業地として既存産業の維持を図ります。
- ・周囲に住宅地等が立地する既存の工業地では、工業系土地利用を維持しつつ、周辺の住宅地等に配慮し、緩衝緑地の設置等の促進を図るなど、居住環境と調和した流通・工業地の形成を図ります。
- ・中高層住居系の用途地域が指定されている区域は、中高層住宅を中心とした居住環境の保全と形成を図ります。
- ・低層住居系の用途地域が指定されている区域は、戸建て住宅を中心とした閑静な居住環境の保全と形成を図ります。
- ・高齢化が進む戸建ての住宅団地において、閑静な居住環境を維持しつつ多世帯住宅やバリアフリー住宅などを建築しやすくするなど、時代のニーズと地域特性にあった建築規制の見直しを行います。
- ・低層住宅地や中高層住宅地を除く住居系用途地域は、住宅市街地として集合住宅や戸建住宅の立地促進を図り、住宅以外の用途との共存を進めつつ、住環境に悪影響を及ぼす用途混在の解消や狭あい道路の解消など居住環境の改善を図ります。
- ・開発された住宅団地の中で、用途地域が分かれることにより、同じ住宅団地であっても制限の内容が異なる地域があるため、用途地域の変更により規制を統一することで、住宅団地の中で一体的なまちなみの形成を図ります。

③市街化調整区域における秩序ある土地利用の推進

- ・粕屋町に隣接する別府地区及び南里地区の市街化調整区域は、県道福岡東環状線沿道や粕屋町における土地利用動向等を踏まえながら、地域特性に応じた土地活用を図ります。
- ・(都) 志免宇美線の整備が進んでいる周辺の吉原地区の一部の市街化調整区域では、交通環境に優れたエリアとなるため、交通利便性を活かし、市街化を目指した取組を進めます。
- ・田富地区の市街化調整区域のうち、県道福岡太宰府線側では、既存の都市基盤や様々な公共公益施設等の立地を維持するため、市街化を目指した取組を進めます。
- ・田富地区の宇美川側の農地が多く残る区域では、地区北東側と一体として市街化を目指した取組を進めるものの、一体的な整備が困難な場合には、将来の動向を見定めながら、必要に応じて個別での土地利用転換を検討します。
- ・志免町役場北側の市街化調整区域は、公共サービスや集落等の集積を維持するため、市街化を目指した取組を進めます。
- ・志免迎田地区及び吉原地区の一部の市街化調整区域は、既存集落等を中心に市街化を目指した取組を進めます。
- ・一団の農地が残されている吉原地区の市街化調整区域の一部は、周囲の土地利用動向や人口、産業の長期的な需要等の将来の動向を踏まえながら、必要に応じて土地利用の転換を検討します。
- ・粕屋町、須恵町にまたがるボタ山は、関係町と連携し、将来の動向やニーズを踏まえながら、まちづくりへの活用を検討します。
- ・その他の市街化調整区域は、農地や緑地等の周辺環境に配慮しながら、集落環境の維持・保全に努めます。



4-2 交通体系

(1) 交通体系の基本的な考え方

本町における自動車交通量は、町の人口増加だけでなく、町の位置と周辺市町での人口増加、それに伴う通過交通の影響などによって近年一層増加しており、慢性的な交通渋滞や生活道路への車の侵入など、日常生活に影響が見られます。そのため、交通の円滑化を図るとともに、歩行者が安全に通行できるよう対処を行う必要があります。

また、本町の公共交通は、路線バスと町が運行している福祉巡回バスがありますが、高齢化社会に対応した、更なる交通の円滑化や持続可能で移動しやすい環境を整えるために、各地域に見合った交通手段の検討を図る必要があります。

これらのことから、以下の方針に基づいて交通施策を進めていきます。

<道路の施策方針>

- ①広域幹線道路網の構築による都市間連携の強化
- ②町内循環を円滑にする幹線道路の整備
- ③都市連携軸を補完する地区幹線道路の整備
- ④安全・安心な生活道路の整備
- ⑤自転車・歩行者の利用環境の向上及びユニバーサルデザインの推進

<公共交通の施策方針>

- ①都市間・拠点間を結ぶバス路線の連絡強化
- ②地域のニーズに応じた持続可能な公共交通網の形成
- ③福岡市営地下鉄の延伸に向けた取組

(2) 道路の施策方針

①広域幹線道路網の構築による都市間連携の強化

- ・福岡都市圏の主要な交通軸で、町の骨格基盤である県道福岡東環状線のうち、粕屋町内の未整備区間については、継続して関係機関へ働きかけを行い、整備の推進を図ります。
- ・町内の中心的な道路で、都市連携軸である県道福岡太宰府線は、公共交通軸として、公共交通との連動により地域間交流の促進や拠点間の連携強化を図ります。
- ・本町と宇美町とを結ぶ主要な道路である（都）志免宇美線は、県道福岡太宰府線の慢性的な渋滞の解消や道路沿道の土地活用を図るためにも、早期実現に向けた働きかけを行います。
- ・その他の広域幹線道路では、都市間及び地域間交流の促進を図るため、道路整備と連携強化を図ります。
- ・福岡都市高速道路の延伸について、周辺市町と連携しながら実現に向けた働きかけを行います。

②町内循環を円滑にする幹線道路の整備

- ・本町と須恵町とを結ぶ主要な道路である（都）吉原須恵線は、須恵町との調整を図りつつ、整備推進を図ります。
- ・（都）席田浦田線は、福岡市側に残る未整備路線の整備推進に向けた働きかけを行います。

③都市連携軸を補完する地区幹線道路の整備

- ・その他の都市計画道路及び主要な生活道路は、地区幹線道路として位置づけ、広域幹線道路及び幹線道路を補完し、各地区への移動を円滑にする路線として未整備路線の整備を推進します。

④安全・安心な生活道路の整備

- ・生活道路は、自動車交通の円滑な処理と歩行者空間の確保による安全・安心な道路網の形成を図るため、「志免町通学路交通安全プログラム」や「志免町道路整備計画」に基づき、地域住民の理解と協力のもと、必要な幅員の確保や歩道整備を進めます。

⑤自転車・歩行者の利用環境の向上及びユニバーサルデザインの推進

- ・各拠点内の道路では、歩行空間の確保や沿道の建物の修景などにより、歩きやすい歩行者空間の整備に努めます。
- ・幹線道路や歩行者空間ネットワークを形成する路線及び河川沿いのサイクリングロードは、ユニバーサルデザイン※による安全・安心な道路環境の整備を進めます。
- ・小学校や中学校の通学路は、安全な歩行者空間を確保するための整備を積極的に進めます。

(3) 公共交通の施策方針

①都市間・拠点間を結ぶバス路線の連絡強化

- ・都市間や拠点間を結ぶバス路線の連絡強化を図り、公共交通の利便性の向上と運行本数の維持を図るために、関係機関への働きかけを行います。
- ・町内の拠点間を結ぶ重要な路線である主要連携路線は、関係機関への働きかけに加え、公共交通と連携した道路環境の改善を図ります。

②地域のニーズに応じた持続可能な公共交通網の形成

- ・時代やニーズにあった町内の交通手段について調査・研究を行い、地域のニーズに応じた公共交通網の形成を図ります。
- ・都市拠点や地域拠点までの公共交通の移動が困難である王子地区、桜丘団地商業地、一定の都市機能が集積し、地区の中心的な役割を担う坂瀬商業地内に、地域コミュニティの維持を図るコミュニティ拠点を位置づけ、都市拠点等までのバス路線の維持・確保に向けた関係機関への働きかけや公共交通の充実を図ります。

③福岡市営地下鉄の延伸に向けた取組

- ・福岡市営地下鉄の延伸は、周辺市町と連携しながら実現に向けた働きかけを行います。

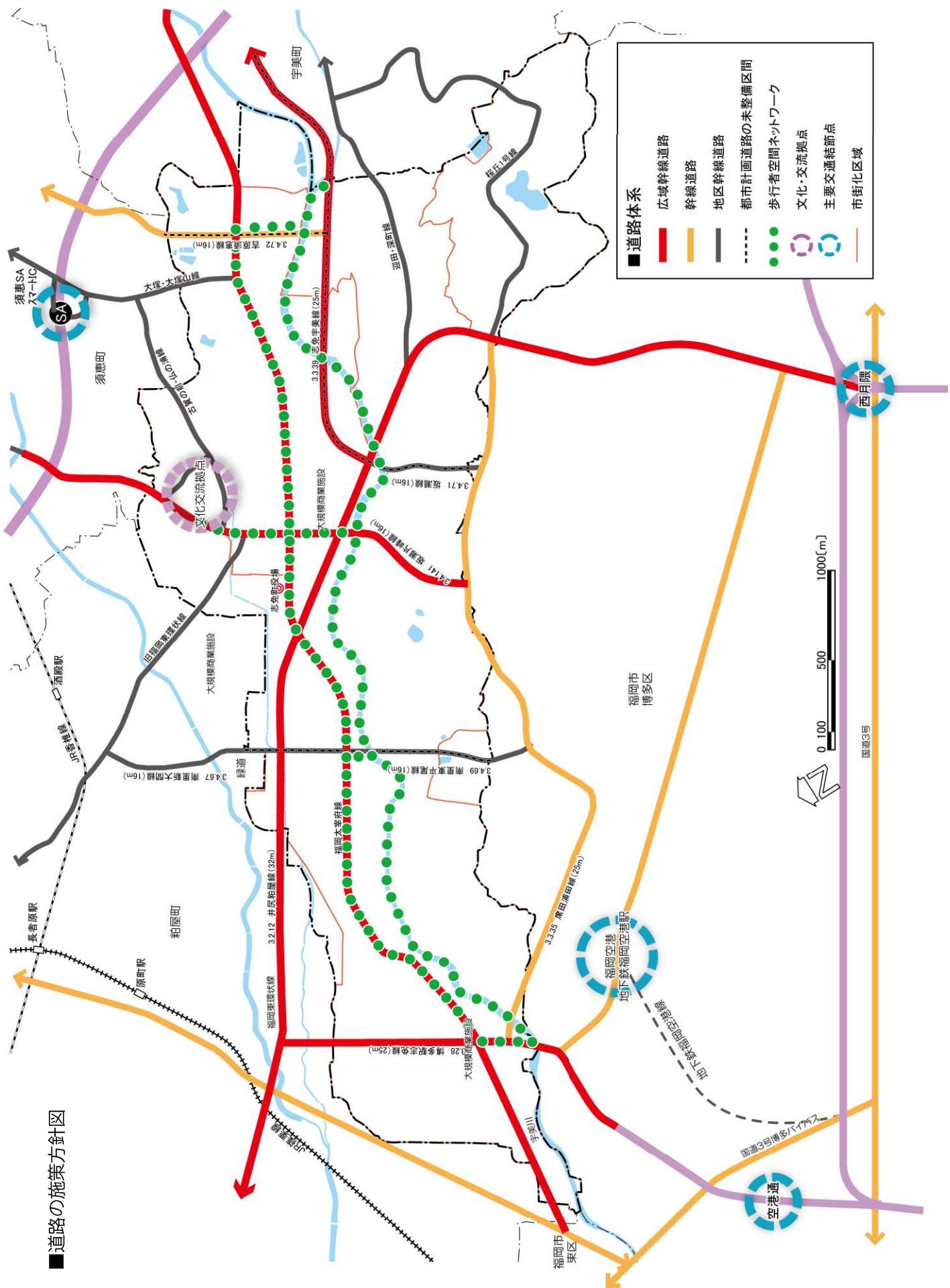


▲新屋敷南交差点

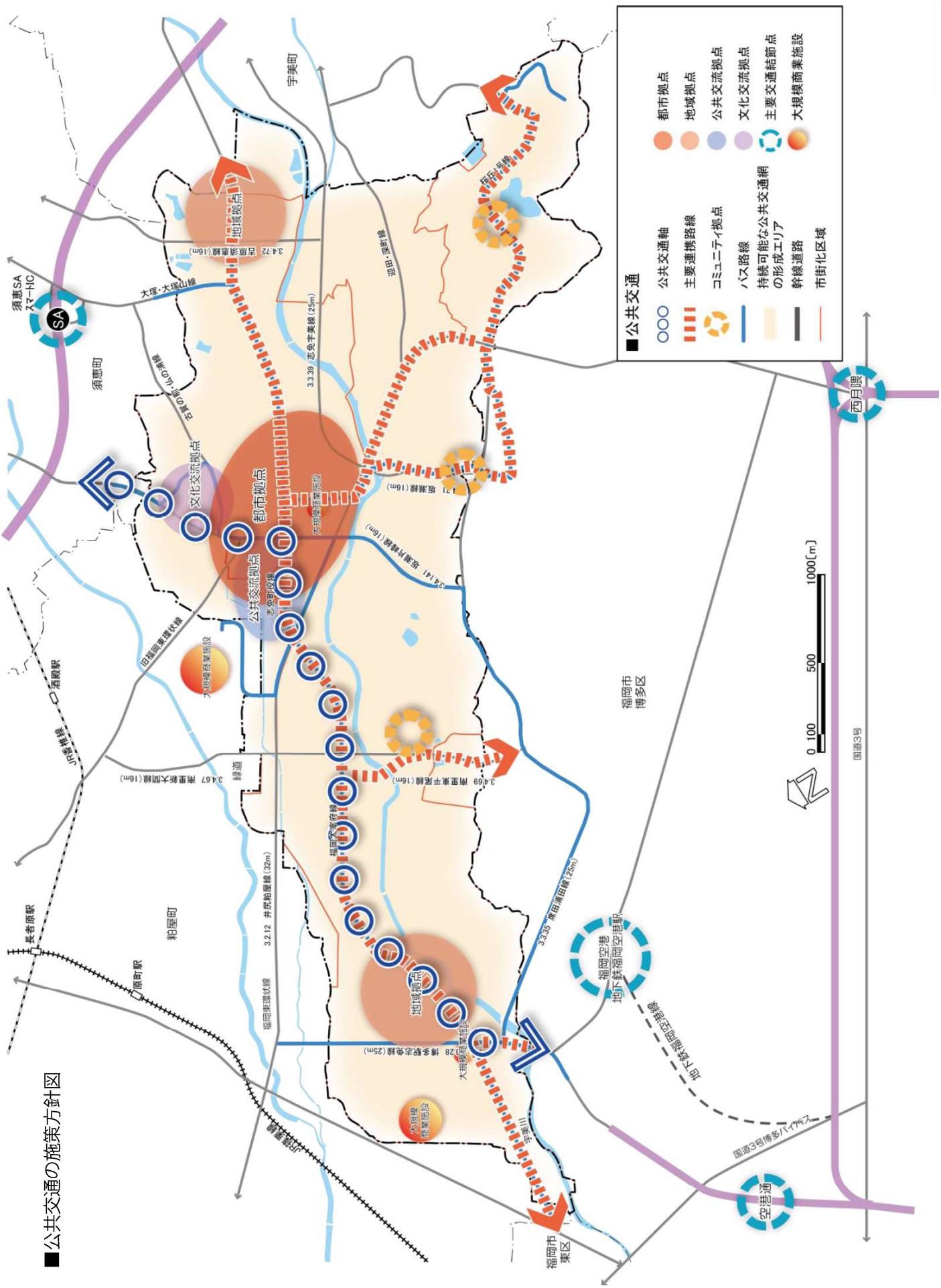


▲県道福岡太宰府線

■道路の施策方針図



■公共交通の施策方針図



4－3 公園緑地

(1) 公園緑地の基本的な考え方

公園緑地等は、町民生活を快適にする重要な要素であり、自然や緑と身近に触れあえる場所であるというだけでなく、地域コミュニティの拠点や災害時の避難所等の多様な機能を有しています。そのため、公園緑地の維持・充実に加え、地域に応じた活用を図ることが重要です。

これらのことから、以下の方針に基づいて公園緑地の施策を進めていきます。

<公園緑地の施策方針>

- ①町民ニーズに応じた公園整備と活用及び緑地の維持管理
- ②水と緑のネットワークの形成
- ③市街地の緑化推進
- ④身近な緑の保全

(2) 公園緑地の施策方針

①町民ニーズに応じた公園整備と活用及び緑地の維持管理

- ・志免総合公園、志免福祉公園、平成の森公園、水車橋公園は、健康づくりやコミュニティ増進など多様な需要に対応できるよう、既存施設の維持・充実と適正な管理を図ることにより利便性の向上を図ります。また、災害時に避難場所として活用できるよう防災機能の充実を図ります。
- ・多様化する町民ニーズに対応するため、既存の公園を活用しながら、地域に応じた公園の再編や集約について検討します。

②水と緑のネットワークの形成

- ・本町を縦断する宇美川や鉄道跡地に整備された緑道を活用した水と緑のネットワーク化により、エコロジカルネットワーク※（生物の生息環境の保全と生態系を考慮したネットワーク）の形成を図ります。
- ・宇美川の治水対策を進めつつ、身近に自然とふれあえる場所として、河川環境の保全を図ります。

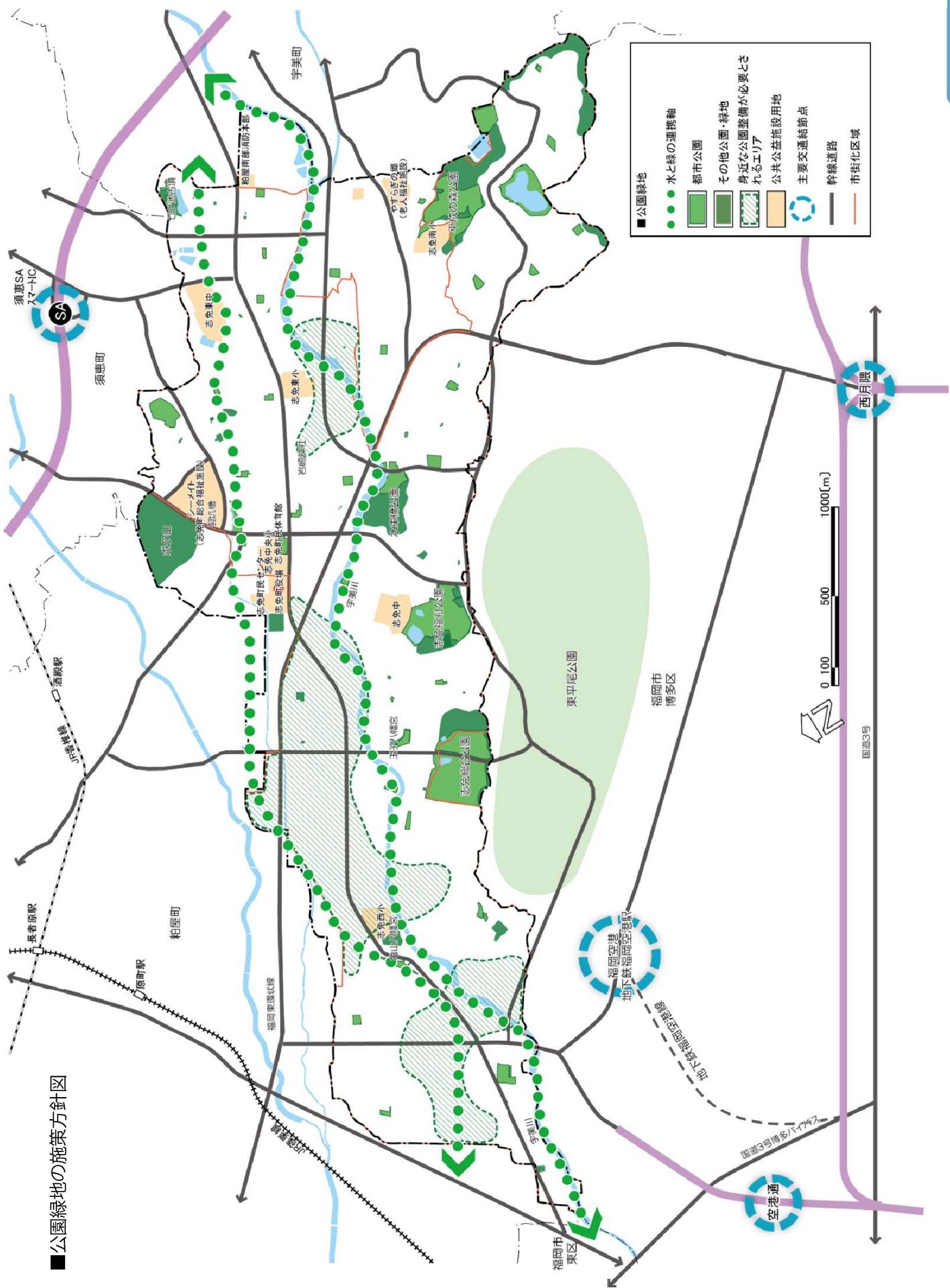
③市街地の緑化推進

- ・街路樹の整備や公共施設の緑化を推進し、緑豊かなまちなみ形成を図ります。
- ・開発行為により農地等から住宅地などに土地利用転換する場合は、緑地確保に関する指導を継続して実施し、緑豊かな市街地の形成を促進します。

④身近な緑の保全

- ・町の中央部に残る宇美川沿いのまとまった斜面緑地と、志免総合公園周辺、志免福祉公園周辺、平成の森公園周辺、水車橋公園周辺の緑地は、緑地の保全を図りつつ町民の憩いの空間としての活用を図ります。

■公園緑地の施策方針図



4-4 景観

(1) 景観の基本的な考え方

良好な景観を形成することは、美しいまちなみを創出する一端を担い、市街地の魅力を高めることや地域の固有性を引き出すことに寄与します。

本町には、町の歴史や文化を象徴する豊岡櫓・ボタ山や宇美川沿いの桜並木など、本町固有の景観資源があります。町の個性を引き出し市街地の魅力を高めるためには、これら資源を守りつつ、まちづくりに活用することが有効です。

また、普段の生活の中で感じられるような雑多のない美しい景観は、人々の心にゆとりと心地よさをもたらします。

これらのことから、以下の方針に基づいて景観施策を進めていきます。

<景観の施策方針>

①美しいまちなみの形成

②地域資源を活かした景観形成の推進

(2) 景観の施策方針

①美しいまちなみの形成

- ・都市拠点や地域拠点など多くの人が集う場所は、景観に配慮したまちづくりにより、魅力的なまちなみの形成を誘導します。
- ・まちなみのイメージを印象づける本町の主要な幹線道路では、沿道における屋外広告物や電柱の立地による雑多な見晴らしを避け、緑化推進などにより、良好な沿道景観の形成を図ります。
- ・住宅地及び新たに住宅地形成を図る地区は、地区計画制度の活用や建築協定などにより秩序あるまちなみの形成を促進します。

②地域資源を活かした景観形成の推進

- ・町の歴史や文化を象徴する豊岡櫓・ボタ山や宇美川沿いの桜並木など、本町固有の景観資源を活用し、これを中心として周辺地域と一体となった景観形成を図ります。



▲豊岡櫓



▲宇美川沿いの桜並木

4-5 都市生活環境

(1) 都市生活環境の基本的な考え方

誰もが安心して快適な生活を送るために、生活環境が整っていることが重要です。生活環境は、衛生面、防犯面、福祉、子育てなど、多岐にわたる事項に関連します。

衛生的で環境負荷^{*}の少ない住環境は、本町での生活の快適性を高め、住みやすさの向上につながります。

また、多様化するライフスタイルへ対応し、誰もが安心して生活を送ることのできる環境を創ることは、生活の質やまちの魅力を高めます。

これらのことから、以下の方針に基づいて都市生活環境の施策を進めていきます。

<環境に関する施策方針>

- ①居住環境の悪化の抑制
- ②低炭素まちづくりの推進
- ③上・下水道の整備及び維持管理

<安心と福祉のまちづくりに関する施策方針>

- ①地域の自主的な安全活動の促進
- ②子育て環境の充実
- ③ユニバーサルデザインの推進

(2) 環境に関する施策方針

①居住環境の悪化の抑制

- ・ごみの不法投棄、野焼き、ペットの糞害、野良猫への無責任な餌やり、空地の雑草の繁茂など生活環境を悪化させる事象に対し啓発や指導を行い、居住環境の悪化の抑制に努めます。

②低炭素まちづくりの推進

- ・地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減に向けて、市街地内の緑化の推進や自家用車から公共交通機関や自転車の利用促進など、温室効果ガス排出量を削減させる取組を行います。

③上・下水道の整備及び維持管理

- ・公共下水道の未整備区域については、新たな市街地形成を見据えた整備計画を策定し、計画的に整備を行います。
- ・効率的な水道事業経営を行うとともに、広域的な水源の確保や施設の耐震化を行い、水道水の安定供給に努めます。

(3) 安心と福祉のまちづくりに関する施策方針

①地域の自主的な安全活動の促進

- ・防犯灯の設置など、犯罪が起きにくい環境づくりを推進します。

②子育て環境の充実

- ・子育て支援施設の充実等を図ることにより、若い世代の居住意欲を高め、安心して子育てできる環境の形成に努めます。
- ・各地域にある公共施設等を活用し、子どもの交流活動の実践などを通じてさまざまな世代の町民が子どもや保護者と日常的に交流できる場を創出するなど、地域で子育てを応援する環境づくりを進めます。

③ユニバーサルデザインの推進

- ・高齢者、障がい者等が安全かつ快適に利用できるよう町が設置、管理する施設等について、ユニバーサルデザインによる整備に努めるとともに、民間施設等に対して普及啓発や指導に努めます。



▲緑あふれる住宅地



▲シーメイト

4-6 都市防災

(1) 都市防災の基本的な考え方

安全・安心なまちを作るためには、近年の台風の大型化や集中豪雨、全国で頻発している地震などの災害に強いまちづくりと災害時における対応の整備が必須です。

これらのことから、以下の方針に基づいて施策を進めていきます。

<災害に強いまちづくりの施策方針>

①強靭な都市づくり

②災害時に強い体制づくり

(2) 災害に強いまちづくりの施策方針

①強靭な都市づくり

- 市街地などにおける浸水等を防止するため、河川管理者や周辺市町村と連携しながら、河川の治水能力の強化や排水事業への取組を進めます。
- 木造住宅等の建物が密集している区域は、火災による被害を防ぐため、防火地域の指定等により建物の不燃化を図ります。
- 集中豪雨による道路冠水等の被害を軽減するため、雨水排水路の新設や改良を行うなど排水機能の向上を図ります。
- 防災上重要な公共施設では、災害時においても防災機能が発揮されるよう適切な維持管理を行うとともに、耐震化等を進め、防災機能の向上を図ります。

②災害時に強い体制づくり

- 災害時の避難場所となるように公園や広場等の整備を推進します。
- 広域幹線道路等の道路網の整備推進により、災害に強い道路ネットワークの強化を図ります。
- 狭隘道路の解消などにより、避難所までの避難路の確保を図ります。
- 消防水利施設の充足や更新を図ります。
- 地域活動や防災ハザードマップ※を通して、災害危険箇所や避難路、避難所の周知を図ります。



▲粕屋南部消防本部防災センター



▲中の坪公園

